

第6章 重点的取組み（第3期に向けて）

本計画における市の役割については、「具体的取組み」の全体に関わりますが、特に市が主体となり優先して取組むべき施策を「重点的取組み」として位置づけています。

この章では、環境を取り巻く社会情勢の変化や「第3期に向けての課題」などを踏まえ、次のとおり優先して取組むべき施策を示しています。

1 地球環境を保全する（低炭素社会）

大量生産や大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、地球温暖化の進行など、地球環境に深刻な負荷を与えています。また、平成23年に発生した東日本大震災に関連したエネルギー危機は、省エネ意識の高まりやライフスタイルの見直しを始め市民の環境行動にも大きな影響を与えました。

市では、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、市民、事業者、行政が連携して省資源や省エネルギー意識の向上を図るとともに、地球環境の保全を意識した行動や取組みを推進していきます。

【市の取組み】

(1) 再生可能エネルギーの利用の促進

- 公共施設に再生可能エネルギーを利用した設備を導入するとともに、市民や事業者への導入の啓発を図ります。

（具体的取組み 119）家庭・事業所における太陽光・太陽熱・風力など自然エネルギー設備の設置の促進

（具体的取組み 120）公共施設における自然エネルギー設備の導入の推進

(2) 省エネルギー行動の促進

- 高効率機器の導入促進や省エネルギー行動の啓発などを行い、エネルギーの有効利用を促進するとともに、必要に応じて節電対策本部を設置するなど、節電対策を推進します。

（具体的取組み 112）省エネルギーに関する教育・啓発の推進と省エネルギー型機器の利用の促進

- 省エネルギー行動を実践する日として定めたエコライフDAYを通して、一人ひとりの環境に配慮した取組みを促進します。

（具体的取組み 180）エコライフDAYの啓発などの充実

(3) 地域環境の整備

- 次世代自動車の普及を図るとともに、公共交通の利用を促進します。

（具体的取組み 9）鉄道・バスの利用の促進

（具体的取組み 11）次世代自動車の普及の促進

2 自然を守り自然に親しむ（自然共生社会）

近年、物質的な豊かさからゆとりややすらぎといった精神的な豊かさが求められるようになり、水や緑などの自然を保全し、自然とのふれあいを重視する傾向が高まっています。

市では、「自然環境の保全を推進する条例」に基づき、身近な自然環境として親しむことができる区域の指定を検討し、特に保護が必要な希少野生動植物種の保護活動を行うとともに、東部丘陵地域等に残された自然については、子どもから高齢者までの幅広い市民が親しむ場や自然を理解し保護する意識を育てる場として保全していきます。

【市の取組み】

(1) 自然との共存

- 指定希少野生動植物の保護活動を推進します。
（具体的取組み 57）指定希少野生動植物種の指定
- 市民と連携して、自然や緑地の保全活動を推進します。
（具体的取組み 77）市民による自然環境保全活動の推進
- ※自然環境保全地区や※自然環境ふれあい地区の指定を検討します。
（具体的取組み 58）自然環境保全地区等の指定

(2) 自然とのふれあい

- 自然を体験できるふれあいの場の創出を行い、環境について学ぶ機会と場の充実を図ります。
（具体的取組み 74）自然学習の推進と機会の充実
（具体的取組み 75）自然観察会の活用とガイド制の創出

*自然環境保全地区 自然環境の保全を推進する条例に基づき、自然的社会的諸条件からみて自然環境の保全が特に必要である地域として指定される地区のこと。

*自然環境ふれあい地区 自然環境の保全を推進する条例に基づき、身近な自然環境として親しむことができる地域として指定される地区のこと。

3 ごみを減らし資源を有効に活用する（資源循環社会）

限りある資源を大切にし、環境負荷を低減する持続可能な資源循環社会を形成するためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の※3Rを積極的に推進し、市民、事業者、行政が一体となった取組みが必要です。

市では、「ごみ処理基本計画」に基づき、※3R促進のために市民・事業者とともに取り組んでいくとともに、家庭系ごみや事業系ごみの減量に向けた施策を実施し、ごみ処理量の減少や資源の有効活用等について促進していきます。

【市の取組み】

(1) ごみの減量化と※3Rの推進

- 市民、事業者、行政の協働によりごみの減量化の施策を推進し、ごみの排出抑制を図ります。
（具体的取組み 83）ごみ減量のための啓発の充実
- 学校や地域において、ごみ問題やリサイクル等に関する学習機会の充実を図ります。
（具体的取組み 87）繰り返し使用のための啓発の充実

(2) ごみの資源化の推進

- ごみの分別を徹底し、資源回収と資源化を推進します。
（具体的取組み 98）資源分別収集の充実
- 焼却灰を資源として、有効活用を図ります。
（具体的取組み 101）焼却灰の活用の推進

※3R Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとったもの。

4 市民と事業者、行政が協働して環境まちづくりを進める(連携・協働)

複雑かつ多様化する環境問題を解決していくためには、市民や市民活動団体、事業者、行政などがそれぞれの立場の特性や専門性を活かしながら、共に考え、活動していく協働がますます重要となってきています。

市では、自助・共助・公助の理念のもと、優れた能力と豊かな経験を持ち、幅広い分野で活動している多くの市民や事業者等が様々な主体となって相互に連携、協働する環境まちづくりを推進していくとともに、より多くの市民や事業者等が環境に関するイベントや学習会、取組みなどに参加いただけるような機会の場を提供していきます。

【市の取組み】

(1) 環境市民の育成

- 学校における教育を始め、多様な場での環境学習を推進するとともに、市民が環境学習に参加しやすい場や機会を提供します。
(具体的取組み 181) 生涯学習における環境学習の充実
(具体的取組み 184) 幼児期に対応した環境教育の充実
(具体的取組み 185) 初等・中等教育に対応した環境教育の充実
- 市民、事業者、行政などの交流や協働により、自発的な市民活動とネットワークづくりを促進します。
(具体的取組み 187) 市民活動支援施設の活用
- 環境に関する情報提供や情報交流を推進し、環境情報の共有を図ります。
(具体的取組み 214) 環境啓発施設の充実による情報交流の推進

(2) 市民協働の推進

- かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議を支援し、協働による環境まちづくりを推進します。
(具体的取組み 195) 市民・事業者との協働事業の推進